

調 査 書

留意事項

(法第15条に係る身体障害者等級診断書の種類について)

身体障害者診断書・意見書作成に係る「障害の種類」につき、下記のとおり届けます。

令和 年 月 日 (フリガナ)

医師氏名 \_\_\_\_\_

病院(医院)名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

所属医師会を記載して下さい。

所属無の場合でも、「なし」を必ず記載して下さい。

所属医師会  
(神戸市で加入の場合は区名を記入)

診断書を作成できる障害のすべての「記入欄」に○印を付けてください。  
○印が複数のときは最も専門の障害の記入欄に◎印を付けてください。

専門科目)

| 障害の種類         |   | 記入欄 |
|---------------|---|-----|
| 視覚障害          | 眼科・小児眼科・神経内科  |     |
| 聴覚障害          | 耳鼻いんこう科・小児耳鼻いんこう科・気管食道耳鼻いんこう科<br>脳神経外科・神経内科   |     |
| 平衡機能障害        | 耳鼻いんこう科・小児耳鼻いんこう科・気管食道耳鼻いんこう科<br>神経内科・脳神経外科・リハビリテーション科                                |     |
| 音声・言語機能障害     | 耳鼻いんこう科・小児耳鼻いんこう科・気管食道耳鼻いんこう科・内科<br>気管食道内科・神経内科・気管食道外科・脳神経外科・形成外科<br>リハビリテーション科 気管食道科 |     |
| そしゃく機能障害      | 耳鼻いんこう科・小児耳鼻いんこう科・気管食道耳鼻いんこう科<br>気管食道内科・神経内科・気管食道外科・形成外科・気管食道科<br>リハビリテーション科          |     |
| 肢体不自由         | 整形外科・外科・小児外科・内科・神経内科・脳神経外科・形成外科<br>リウマチ科・小児科・リハビリテーション科                               |     |
| 心臓の機能障害       | 内科・循環器内科・心臓内科・外科・心臓血管外科・心臓外科<br>胸部外科・小児科・小児外科・リハビリテーション科・循環器科                         |     |
| じん臓の機能障害      | 内科・循環器内科・腎臓内科・人工透析内科・外科・移植外科・小児科<br>小児外科・泌尿器科・小児泌尿器科・循環器科                             |     |
| 呼吸器の機能障害      | 内科・呼吸器内科・気管食道内科・外科・呼吸器外科・気管食道外科<br>胸部外科・小児科・小児外科・リハビリテーション科・呼吸器科・<br>気管食道科            |     |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 泌尿器科・小児泌尿器科・外科・消化器外科・内科・消化器内科<br>神経内科・小児科・小児外科・産婦人科(婦人科)・消化器科・胃腸科                     |     |
| 小腸の機能障害       | 内科・消化器内科・胃腸内科・外科・消化器外科・腹部外科・小児科<br>小児外科・消化器科・胃腸科                                      |     |
| 免疫の機能障害       | 内科・血液内科・感染症内科・呼吸器内科・外科・小児科・産婦人科<br>呼吸器科 (エイズ拠点病院での従事経験があること)                          |     |
| 肝臓の機能障害       | 内科・消化器内科・肝臓内科・外科・消化器外科・移植外科・腹部外科<br>肝臓外科・小児科・小児外科・消化器科                                |     |

- 備考 ①診断書を作成できるのは、申請した専門科目が「関係のある診療科目」に含まれる障害のみです。  
②診断書を作成できる障害のすべての記入欄に○印を付けてください。○印が複数のときは最も専門の障害の記入欄に◎印を付けてください。  
③神戸市内でのエイズ拠点病院は、神戸大学医学部附属病院、神戸医療センター、神戸市立医療センター中央市民病院です。